



平成15年12月24日
日本原子力発電株式会社

東海発電所の保安検査結果に係る対応について

当社、東海発電所（炭酸ガス冷却型：廃止措置中）は、本年6月2日から20日に行われた、経済産業省原子力安全・保安院による保安検査の結果、廃止措置工事に係る社内書類手続において、一部保安規定に定める手続と異なっているとの指摘を受けました。

（7月11日茨城県政記者クラブにて報告済）

本件についての原因究明及び再発防止策を取り纏め、本日、同省原子力安全・保安院に報告いたしましたのでお知らせします。

以 上

添付資料 東海発電所の保安検査結果に係る対応について（概 要）

東海発電所の保安検査結果に係る対応について（概要）

1. 指示文書「東海発電所の保安検査結果について」(平成 15・07・10 原院第 1 号平成 15 年 7 月 11 日付)

本年 6 月 2 日から 20 日までの間、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 5 項に基づく保安検査を実施したところ、保安規定と異なる手続が取られていた事実が次のとおり認められました。

保安規定第 24 条第 1 項(1)の手続と異なる手続により記録を報告・通知していたこと（第 24 条で規定する工事単位と異なる工事単位で報告・通知を実施する所内規程を定めており、その所内規程に従い報告・通知を実施していた。）

保安規定第 24 条第 1 項(2)の手続と異なる手続により設備変更通知を実施していたこと（第 24 条で規定する工事単位と異なる工事単位で通知を実施する所内規程を定めており、その所内規程に従い通知を実施していた。また、補機冷却水設備変更工事の内、原子炉建屋消火設備変更工事については、第 24 条で規定する時期と異なる時期に通知を実施していた。）

上記の違反事実が、東海発電所における廃止措置工事の現段階で安全上重大な結果に結びつくものとは考えませんが、将来の廃止措置工事、特に解体撤去工程を安全に実施するためには、保安規定に定められた手続を適確に履行していく必要があるものと考えます。このため、貴社において以下のとおり対応するよう求めます。

本件に対する是正措置を早急に講ずること。

本件違反が生じた原因及び保安規定と齟齬のある社内規定が策定された原因を究明するとともに、平成 14 年度第 2 回保安検査の結果に基づく再発防止対策が本件違反の発生防止に対し有効に機能しなかった原因を究明すること。

上記の結果を踏まえ、本件違反に対する再発防止策について検討すること。

社内規定の保安規定への適合性について再度総点検を行い、齟齬が認められた場合には原因の究明及び再発防止策について検討すること。

上記 から までの結果を速やかに当院あて報告すること。

2. 対応状況

発電所員は、保安規定に基づき具体的な手順を定めた所内規程により手続を実施しており、所内規程を遵守したが、所内規程と保安規定との齟齬や不明確な内容で所内規程が制定されていた。

このため、実際の手続が結果として保安規定と異なってしまったことは、所内規程の作成、制定のプロセスにおける問題があったと考えられた。

是正措置	→ 平成 15 年 7 月 18 日付で報告済
原因究明及び再発防止策	→ 今回報告
再総点検	→ 今後、政省令改正に伴う保安規定及び所内規程（変更後）について再度総点検の実施

3. 再発防止策

本件に直接関連しない社内の第三者的な知見を有する者によるチームを編成し、原因究明を行い、その結果に基づき、ダブルチェック体制の強化など再発防止策を検討し、保安規定と所内規程関連の関係部分の改正を行うとともに、発電所員の保安規定に対する意識の向上及び意識改善策等を行った。

(1) 保安規定に対する意識の改善

再発防止策の立案にあたって、本店と発電所が一体となった体制を作り、現行保安規定の背景等を再度勉強し、今後の改正に反映するために発電所自ら保安規定及び所内規程の問題点の発掘及び改善案を検討した。

現行保安規定は本店主管部門が作成していたが、今後の保安規定改正にあたっては、発電所が原案を作成し、本店主管部門が内容確認、調整等を行った上で制定することとした。

これらの作業を通して、保安規定に対する意識の向上および日常業務における保安管理の品質向上を図る。

(2) ダブルチェック体制の強化

所内規程起案前に担当者以外の上位職が内容の点検を行う。

新たに発電所に設置する品質保証課が、所内規程原案と保安規定との整合性を確認する。また、工事完了後の報告・通知に当たり、その工事記録等を確認する。

(3) フォローシステムの強化

所内規程と実際の手続や業務との整合性の確認を発電所で定期的実施する（当面、四半期毎）。

(4) 直接原因となった保安規定及び所内規程関係部分の改正

工事完了後の記録等の報告・通知においては、所内規程の「個別報告書単位」から、保安規定で定める「実施要領書単位」に所内規程を改正した（是正措置で実施済）。

工事完了後の設備変更通知の通知時期は、所内規程では不明確な記載であることから、明確な記載に変更し、所内規程を改正した（是正措置で実施済）。

保安規定における工事単位の読み替え規定を廃止し、報告・通知の工事単位を「実施要領書」単位と記載することにより、理解しやすい内容に保安規定を変更する。

(5) 再総点検における改善

今後、政省令改正に伴い、品質保証活動等を取り入れ、改正する保安規定及び所内規程について、所内規程作成担当以外の発電所各課および本店主管部門、総務室を含めた総点検チームを編成し、総点検を行う。

以 上

(参 考)

日本原子力発電株式会社 東海発電所原子炉施設保安規定 抜粋

(工事完了)

第24条 廃止措置室長、電気保守課長及び機械保守課長は、工事が完了した場合は、次の各号を実施する。

- (1)第62条(記録)表62-1の項目23及び表62-2の項目5の記録を作成し、主任技術者及び所長に報告するとともに廃止措置室長及び発電課長に通知する。ただし、表62-2の項目5の記録は、環境保安課長にも通知する。
- (2)工事の開始前と完了後における施設の変更状況を記載した設備変更通知を廃止措置室長及び発電課長に通知する。